



新宮市の消費者行政に関する首長声明

近年、規制緩和の進展やIT化、少子高齢化の進行など経済構造そのものが大きく変化し、消費者（市民）を取り巻く環境も、商品・サービスの多様化や取引形態の複雑化などが進んでいます。

一方で、架空請求をはじめとする悪質商法の巧妙化や身近な製品事故の発生など、消費者（市民）の消費生活に対する不安と不信が高まっています。

こうした中、国においては、平成21年に消費者・生活者が主役となる社会を目指す「消費者庁」が発足しました。また、同年、消費者の生活における安全を確保するために『消費者安全法』が施行されるなど、消費生活の一層の安定と向上に向けた取り組みが進められています。

本市におきましても、今後とも、下記の基本方針を中心として、県や他市町村、関係機関との緊密な連携のもと、着実な事業の推進により、消費者（市民）の安心で安全な消費生活の確保に取り組んでまいります。

また、これらにあつては、「和歌山県市町村消費者行政強化交付金（地方消費者行政強化交付金）」の終了後にあつても、民間（事業所、市民）活力を生かした取り組みなどにより、その維持に努めます。

記

1. 消費者（市民）の自立支援に関する取り組みとして、消費者教育・啓発などの充実を図ります。
1. 消費者（市民）の保護・救済に関する取り組みとして、行政による相談体制の充実・確保、相談窓口の周知などを図ります。
1. 消費者被害の未然防止に関する取り組みとして、地域包括支援センターをはじめとする介護関連事業所との連携や、民間事業所などの協力のもと、高齢者らの見守りを強化します。
1. 消費者（市民）に迅速且つ的確な情報提供を行うなど、時宜を得た取り組みを進めます。

令和3年2月8日

新宮市長 田岡 実千年

